

令和4年第4回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年4月7日（木） 13時39分から14時12分

2. 開催場所 香美市基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員 (19名)

| | | | | | |
|--------|------------|-----------|-----------|--|--|
| 会長 | 19番 原 心一 | | | | |
| 会長職務代理 | 2番 山崎 彰 | 3番 小松 和啓 | | | |
| 委員 | 1番 山内 茂 | 4番 藤原 新市 | 5番 堤 昭雄 | | |
| | 6番 竹村 純吉 | 7番 三谷 富重 | 8番 西村 広幸 | | |
| | 9番 三木 克司 | 10番 岡本 博臣 | 11番 竹平 豊久 | | |
| | 12番 西岡 久 | 13番 森田 良彦 | 14番 上島 陽子 | | |
| | 15番 五百蔵 純太 | 16番 門脇 義人 | 17番 岡田 修一 | | |
| | 18番 宗石 大輔 | | | | |

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

| | | |
|-------|-----|------------------------|
| 第2 議案 | 第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| | 第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| | 第3号 | 非農地証明願いについて |
| | 第4号 | 下限面積の設定について |
| | 第5号 | 農地法第18条第6項解約通知報告について |
| | 第6号 | 使用貸借返還通知報告について |
| | 第7号 | 農地法第5条の規定による届出について（報告） |
| | 第8号 | 香美市農用地利用集積計画について（諮問） |
| | 第9号 | その他の件 |

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 川島 進 |
| 事務局次長 | 岡村 昭彦 |
| 事務局係長 | 川村 周作 |
| 農地主事 | 森本 宏 |
| 農地係長 | 沖 好子 |

7. 会議の概要

| | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | 開会（13時30分） 皆さんこんにちは。定刻が参りましたので、まだ若干遅れておる方もおいでますけれども、本日の会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。4月の第4回の定例会ということで、先日1日にですね、新しい委員さん、また推進委員さんがそれぞれ辞令交付をさせていただきまして初めての会になろうかと思っております、よろしくお願いをしたいと思います。本日の議題は皆さん方にお配りを致しました議案の通りでございますが、本日はですね、調査書に若干訂正があります。そして委員さんではですね、欠席の届けは出ておりませんが、まだ出席されていない方がおりますのでご了承いただきたいと思います |
|---|---|---|

います。

それでは本日の議事録の署名人につきましては小松委員、そして藤原委員に
お願いいたしますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

後でですね、会の進め方等の中において、私の方から皆さん方をお願いをす
るようなことあるかと思いますが、よろしくをお願いをします。

それでは会議に入って行きたいと思いますが、議案書の訂正がありますの
で、その件から順次入って行きたいと思いますがよろしくをお願いをしたいと
思います。

事 務 局

はい、そしたら事務局から、すいません、訂正についてご説明させていた
だきます。

議案書の中の1ページと2ページ、3条の分ですけど、2枚差し替えの分を1
ページと2ページお配りしています。すいません、1ページの1番の受けての
方の■■■■さんの面積が、初めにお送りしちよった面積とそれから借受けし
た面積が入ってませんでしたので下限面積をちよっと下回ってましたので、お
配りした案件が借り受けした分も入ってますので、それに変わってます。そ
れから2ページ目については4番の■■■■さんの経営面積が元でしたら2,432.91
ですけど、これも借り受け分が反映されてなかったもので、確かめましたら、
3,145.91になります。それから7番の受け手の■■■■さんの分も元のは898
ですけど、足してみると4,424となっておりますので。これ新しくシステムのちよ
っといろいろな国の制度の関係でシステムが変わりましたので移行時期に入力し
たのがちよっと反映されてませんでしたので訂正を含めて、ページの1番2番
に差し替えをさせていただきます。それから議案書の1枚めくってもらったら
議案の中で線で引っ張っているところ、第4号下限面積の設定というところが
今回お示しするところでしたけど、これは取り下げになりましたので、それが
無くなりましたので、1, 2, 3まで行きますけど、5号の農地法第18条第
6項のところ4号に順番に4, 5, 6, 7, 8まで、その他の件が8になります。
第4号が無くなりましたので順に番号を振っていってもらうようになります。
すいません、中身の資料に議案番号を振ってますので、順に繰り上げる
のでは無くて、すいません、もう1回4号を欠番という形にして、それで資料
と整合性を合わすようにして、5, 6, 7, 8, 9はもうそのままということで、
第4号が無くなったということにさせていただきたいと思います。それから
5ページの方が、別段の面積の設定についてというところが、これも3条で
取り下げをした案件がありましたので無くなります。5ページの別段の面積の
設定についてというものが無くなります。それから、2ページの5番ですけ
ど、■■■■さんから■■■■さんの第3条の分が斜線で引っ張ってますけど、この分
についていろいろと訂正がありましたので、この斜線はこのままで、これは無
くなるということで、それに伴って写真資料の5の資料も斜線を引っ張ってま
すが、無くなるということになります。すいません、いろいろと訂正が多いで
すけど、3条の5番の■■■■さんから■■■■さんの関係の部分で空き家に付随する
農地となりましたので、その案件が取り下げになりましたので下限面積の設
定についても今回は無くなるということですのでよろしく申し上げます。以上です。

議 長

以上、説明が終わりましたので、ただ今より議案に入って行きたいと思いま
すが、最初にですね、農業委員さんは採決の時にですね、挙手をしていただき
ますが、推進委員さんにつきましては議決権がありませんので、挙手の必要は
ありません。ただ、私が挙手をお願いしますということで賛成の方の挙手をお
願いしますという時に、私こっちから見てですね、全員が手が上がっちゃうと
いうふうな判断をしましたが、全員賛成というようなことで私が採決したとき
に至ったということにさせていただきますが、もし挙手をしないという人がお
ってですね、私の見抜きで、さあ、この件については私は賛成してませんと
いうふうなことをですね、お伝えさせていただきたいと思いますので、よろしく、そ

の時にはお願い致します。

それでは議案書に沿いまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町山田字原田1514番6、地目は畑、面積は770㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は3,607㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は1、10a当たり389,610円で総額300,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町船谷字黒田屋式289番、地目は田、面積は932㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は6,564㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は2、10a当たり500,000円で総額466,000円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町林田字キシタ253番1、地目は田、面積は393㎡、外4筆、計5筆で合計面積992㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は59,181㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は3、10a当たり201,613円で総額200,000円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町下野尻字南野地84番1、地目は畑、面積は79㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は3,145㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は4、10a当たり949,367円で総額75,000円です。

6番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町菫生野字西ヲソバ119番1、地目は田、面積は495㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は22,100㎡、譲渡理由は贈与(その他)、譲受理由は受贈(その他)、資料は6です。

7番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町下野尻字南野地84番3、地目は畑、面積は294㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,424㎡、譲渡理由はその他(破産管財人による財産処分)、譲受理由は隣接地の取得、資料は7、10a当たり782,313円で総額230,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長

以上、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきまして説明が終わりましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね

——質疑なし——

議長

格段無いようですので、採決に入って行きたいと思いますが、ご異議ございませんか

——異議なし——

議長

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長

はい、全員賛成です。右難うございました。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町神母ノ木字鹿落地目は畑、面積は340㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は宅地、転用事由は県道拡幅工事により、立ち退きとなる為住宅を建築することです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、片地小学校、工科大から約300m以内に位置することから第3種農地であると判断されます。資料は7で調査員は 森田委員です。以上です。

議長

はい、すいません、森田委員、報告をお願いします。

委員(13番)

はい、資料の8-1を見て下さい。先程ご説明があったように神母ノ木の交差点からですね、県道の龍河洞香南線の行く途中の片地小学校の正門の前になります。道路の拡幅工事のために、資料8-2の2番、②、向こうに見えている2階建ての家が譲受人の[]さんの家であり、152-7へ移転、新築工事をするという事です。3月11日、現地を確認しました。別に問題無いと思います。以上です。

議長

はい、説明が終わりましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、皆さん方から何かご質問はありませんかね。

道路が広がる部分については航空写真の152-7へ黄枠が入っていますが、その右の方の家が1軒見えてますが、そこら辺りが広がるらしいです。そういうことでこの家が道路拡幅に使うためにこっちへ移転をするというふうな事らしいですので、ちょっと説明しておきます。何かご質問ありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議長

各段無いようですので、採決に入りたいと思いますがご異議ございませんか。

—— 異 議 な し ——

議長

はい、それでは議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第3号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局

議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町山田島字クスノサカ121番、地目は畑、面積は42㎡、利用状況は山林、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は昭和60年より、隣の山林から竹が伸びてきて、山林となり、現在に至る。調査員は門脇委員で資料は9です。

2番、申請地は香北町朴ノ木字政所273番1、地目は畑、面積は208㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は昭和22年頃、当該地に 家屋を建築して、家の敷地及び庭として使用している。調査員は三谷委員で資料は10です。

3番、申請地は香北町朴ノ木字政所268番、地目は畑、面積は13㎡、利

用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は昭和28年に家を建築した時より宅地として使用している。調査員は三谷委員で資料は11です。

4番、申請地は香北町下野尻字南野地84番6、地目は畑、面積は55㎡、利用状況は通路、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は本申請地は昭和57年頃から現在のように公衆道路として利用しており、農地として利用していない。調査員は小松委員で資料は12です。以上です。

議長 すいません、調査員、順次、門脇委員より説明をお願いします。

委員(16番) 申請番号1番ですが、資料9-2を見てもらったら1番わかると思いますけども、面積的に42㎡で、ほぼ竹林というような状態になっております。見た感じ、ここんところにも物を作れる状態ではありません。以上です。

議長 三谷委員、お願いします。

委員(7番) まず2番で、資料10を見てもらったら、わかると思うんですけど、見た通り、22年頃家を建てたんですが、自分が子供の時から知ってますが、ここはもうすでに家が建っておって、今度この地主が家を譲るようになって、調べたら宅地で無かったということでこれを宅地に変えたいということになって言うてきました。周りはちょうど右側にアンパンマンミュージアム創設者の墓地があります。東には高照寺があります。そしてこの周りには自分くの土地があつて当時は問題無いように家が出来たというふう聞いてます。

それから続きまして、11番は■■■■さんの分ですけど、11-2の①番と②番とですけど、家が建っちゅう訳ではないですけど。ここもずいぶん前は畑やったけど、全部宅地の一部としてずっと、この■■■■さんが小さい頃からこういう状態であつて、これも先々、譲るとかいうことになったら困るので、子供さんが全部きれいにしちよつて、また申請をしてくる。何ら問題、西に畑がありますけど、その人の承諾も受けてます。何ら問題が無いと思つてます。

議長 はい、有難うございました。続いて小松委員お願いします。

委員(3番) はい、資料12-1を開けて下さい。その場所は、どう言いますか、下野尻のミロクのあつたところの近くなんですけど、その■■■■さんという方が赤線の方の左側になりますが、この人が今から、30年位前にそこのお家を購入されたようです。その時に前の持ち主の方が、赤線で囲った部分を進入路として前の畑へと入れるように譲ってくれたそうです。そして現在に至っておるわけです。それにちよつと関係しまして、資料4-1をちよつと見て下さい。その今度の道へ引付いた許可の農地の購入の案件に出ています、■■■■さん土地です。近所の■■■■さんの方がこの畑を耕しております、進入路へ引付いた、それから資料の7-1と2を見て下さい。それが今度畑を購入しました■■■■さんの土地です。この土地へ2人の畑へ関係した進入路となつておるわけです。昔からそういう形で譲っていただいて利用していたということで別に問題無いと考えております。以上です。

議長 はい、有難うございました。

それでは議案第3号の非農地証明願いについての質疑を行いたいと思いますので、ご質問があれば挙手をしていただきたいと思います。

各段ありませんかね。あのう推進委員さんの方でも質問は結構ですので、どうぞご質問いただいて結構です。各段ありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議長 格段無いようですので採決を取りたいと思います。
議案第3号非農地証明願いにつきまして、原案通り賛成の方の挙手をお願い致します。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第4号は欠番とさせていただきます、議案第5号農地法第18条第6項の解約通知報告について説明をお願いします。

事務局 議案第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町字三ツ又1057番イ、地目は田、農振区分は農用地、面積は4,753㎡の内2,000㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日は令和3年2月1日、解約日は令和3年3月1日、引渡日は令和3年3月30日、解約理由は借人の規模縮小のためです。以上です。

議長 以上、説明が終わりましたので、議案第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について質疑を行いたいと思いますが、ご質問ありませんかね。

——質疑なし——

議長 この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきます。
続きまして、議案第6号使用貸借返還通知報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第6号 使用貸借終了農地返還通知について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町宮ノ口字後田760番、地目は田、農振区分は農用地、面積は287㎡、外1筆、計2筆、合計面積584㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日、引渡日は令和4年2月28日、解約理由は借人からの返還の申出があった為です。
2番、申請地は土佐山田町宮ノ口字東野地445番、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,057㎡、外1筆、計2筆、合計面積2,385㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和4年3月7日、引き渡日は令和4年3月15日、解約理由は借り手変更のためです。以上です。

議長 議案第6号使用貸借返還通知報告について説明がありましたが、この件につきましてご質問があれば受けたいと思いますが、何か質問はありませんかね。

——質疑なし——

議長 格段無いようですので、この件につきましても報告案件ですので、報告のみとさせていただきます。
続きまして議案第7号農地法第5条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。

事務局 報告第7号 農地法第5条届出報告について説明致します。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町百石町1丁目95番2、地目は畑、面積は1.49㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は自宅から市道への通路の一部、資料は13で調査員は事務局川村です。
2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町泰山町3丁目77番1、地目は田、面積は240㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目

的は会社車両置き場・資材置場、資料は14で調査員は事務局川村です。
以上です。

議長 以上、議案第7号 農地法第5条の規定による届出の報告ですが、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議長 格段無いようですので、議案第7号につきましても、報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第8号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いします。

事務局 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明をします。
まず、農業公社による中間管理事業になります。

1番、香北町美良布の農地、1,544㎡を香北町の[]さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、[] []さんが借り受け、野菜を栽培します。

賃借権で、期間は10年です。

続いて、通常の賃借権になります。

2番、新規設定です。土佐山田町久次の農地2筆、合計3,489㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で期間は5年です。

3番も新規設定で、土佐山田町久次の農地4,197㎡を、2番と同じ[]さんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で期間は5年です。

4番も新規設定で、土佐山田町下ノ村の農地3筆、合計4,934㎡を、2番と3番と同じ[]が借り受け、水稲を栽培します。賃借権で期間は5年です。

5番も新規設定で、土佐山田町山田の農地3筆、合計3,513㎡を、2番3番4番と同じ[]さんが借り受け、生姜、ソルゴーを栽培します。賃借権で期間は5年です。

6番も新規設定で、土佐山田町影山と佐古薺の農地5筆、合計1,489㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲と青ネギを栽培します。使用賃借権で期間は5年です。

続いて7番は再設定になります。土佐山田町大平の農地、1,455㎡を[]の[]さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で期間は5年です。

8番は新規設定です。土佐山田町山田の農地3筆、合計1,663㎡を[]の[]さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で期間は5年です。

9番も新規設定です。土佐山田町山田の農地、4,026㎡を8番と同じ[]の[]さんが借り受け、ニラ、その他を栽培します。賃借権で期間は15年です。

10番も新規設定です。土佐山田町影山の農地、409㎡を[]の[]さんが借り受け、オクラを栽培します。賃借権で期間は5年です。

11番も新規設定です。土佐山田町の農地、794㎡を[]の[]さんが借り受け、サツマイモを栽培します。賃借権で期間は1年です。

12番も新規設定です。土佐山田町宮ノ口の農地2筆、2,385㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。使用賃借権で期間は5年です。

13番も新規設定です。土佐山田町京田の農地、1,302㎡を[]の[]さんが借り受け、ニラを栽培します。使用賃借権で期間は1年です。

14番も新規設定です。香北町朴ノ木の農地、633㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で期間は10年で

す。

15番も新規設定です。香北町永野の農地8筆、2,543㎡を14番と同じ■■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。貸借権で期間は10年です。

16番も新規設定です。香北町吉野の農地3筆、2,289㎡を■■■■の■■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。貸借権で期間は2年です。

17番も新規設定です。香北町猪野々の農地4筆、967㎡を■■■■の■■■■さんが借り受け、水稲、果樹を栽培します。使用貸借権で期間は3年です。

18番は再設定です。香北町美良布の農地2筆、2,326㎡を■■■■の■■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は3年です。以上です。

議 長 議案第8号香美市農用地利用集積計画についての説明がありました。この件につきまして質疑を行いたいと思いますが、皆さん方から何かご質問ありませんかね。

三木さん、どうぞ。

委員(9番) 久次でよね、■■■■さんが稲を作るために反当2万円と言われてます。将来たぶん生姜をするために、それで借りてるとは想像がつくんですが、自分らあ、地元では大体反当1俵で大体1万円でやりゆうき、もしそういう、うちは2万円で貸しちゅうよというようなことがでたら、地元で2万円でというような声が出てくるとそれは■■■■さんが生姜をするために、2万で借りちゅうということ言うてもかまん。

議 長 いや、それは問題無いと思いますよ。ただし、生姜になってですね、5万で借りるか、7万で借りるかそこはわかりませんが、普通、通常、今の時代に反当2万円っていう稲だけでね、2万円ということは考えられませんので、将来的には生姜を作るために、今稲を作るけれども2万で借りちゅうというふうな判断をしてもらってかまんと思えますし、周辺の人とでですね、そういうことをもし、■■■■さんに聞かれた場合もそういう返事の仕方かまんと思います。皆さん方からこれについて何かご意見、はいはい、どうぞ。

委員(8番) ちょっと聞き洩らしたけど、新規か改かこの前■■■■の人と僕話したけど、生姜作りよって、何作かして、作が悪くなったとか、病気がきたとか、5万で反当5万で書いちゃったけど、作が悪かったり、病気がきて、次の年作らんずつ、水稲だけやるというときは2万に金額も落とさせてもらいますという、そういう報告も受けてますのでこれもそんな感じじゃないろうかと思えます。5万のところを2万に、あくる年はなったところもありますので。そういうことと思えます。ほんでこの地域の人もよね、言うてもかまんとは思いますが、そここのところをもう1度、その新しゅう貸す人なんか2万やったら安いとか、言う人おられますわね、そういう時にはよね、■■■■さんのところへ確認して貸してもらおうように確認して下さい。ただ金額だけで、そういうことを地域の者に言うても、■■■■の方も困るし、場所の、土地の形とかありますのでどういうところを確認して下さい。以上です。

議 長 はい、三木さんわかったかね。私が勝手に先走りしたみたいになったけども、■■■■さんがそういうふうな借り方をしちゅうというふうなこともあるので生姜でですね、明治の方も作れなくなって稲作ったり、ソルゴーを蒔いたりしゅうところもぼつぼつあるがですよ。そういう時にはその年は生姜並みじゃなくって、稲並みの、それでも2万円はちょっと高いかもわからんけど、将来を見越してここでまた生姜を作りたいという気持ちがあつてですね、稲を作りゆうと思えますので。そういう事情もあるよというふうなことで2万円という数字がちょっと高いかもしれんけれども、将来は生姜を作るという思

いで手を付けちようというたらおかしいけど、誰か他の者に借りられるよりはサカタさんも借りちゆう方がいいという思いであって借りゆうと思いますし、多分、そこは構造改善しちゆうと思います。そういうことで、地形とか三角型になっちゆうとか言うことで無くって正方形の区画整理もされちゆうところやったら、2万円借りゆうというふうな判断でいいと思いますので、そういうことでお願いをしたいと思います。他に何かありませんかね。

——質 疑 な し ——

議 長 格段無いようですので、議案第8号の香美市農用地利用集積計画の諮問ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第9号、その他の件ということになっておりますが、事務局
どうする。
後でですね、最適化推進意見交換会が行いたいと思いますので、その時にまたその他の件でですね、連絡事項がありますのでさせていただきたいと思
います。5分程休憩をしたいと思しますのでよろしくをお願いします。

閉会 (14時12分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長 原 心 一 

署 名 人 小 松 和 啓 

署 名 人 藤 原 新 市 